

「民放連 放送基準」の改正等（「番組出演者の保護」関連）について

1. 経緯

- 2021年3月、放送倫理・番組向上機構（BPO）の「放送人権委員会」決定において番組出演者保護について放送界全体での検討が求められた。
- これを契機として民放連は「番組出演者の保護」に関する放送局の自主的な取り組みの検討を進め、今般、▽「民放連 放送基準」を改正してSNS等における出演者への誹謗中傷に関する条文を新設し、▽会員各社における誹謗中傷対策の参考となる「番組出演者への誹謗中傷に関する留意事項」を策定した。2024年4月1日に施行する。

2. 新設条文・留意事項のポイント

(1) SNS等における出演者への誹謗中傷に関する新設条文（「民放連 放送基準」新56条）

- 番組制作にあたっての注意喚起とともに、出演者の精神的な健康状態に配慮が必要であることを放送基準上、明らかにする。

(56) 放送内容によっては、SNS等において出演者に対する想定外の誹謗中傷等を誘引することがあり得ることに留意する。また、出演者の精神的な健康状態にも配慮する。

(2) 「番組出演者への誹謗中傷に関する留意事項」

- 会員各社が自主・自律的に、誹謗中傷対策を行う際の参考に供することを目的として、新たに「番組出演者への誹謗中傷に関する留意事項」を策定。一般の人やサポート体制が不十分な出演者を主な対象と想定し、「1. 基本的事項」「2. 番組内容等により検討する事項」「3. 特に出演者個人が誹謗中傷の対象となりやすい番組で検討する事項（※リアリティショー番組など）」に分けて対応策を具体的に記載。

- 「1」は、▽SNS等に関する理解・知識を深めること、▽出演者が相談できる窓口（担当者など）を出演者に伝えること、▽問題発生時の社内体制の確認、▽相談する社外の専門家の想定——の4項目。
- 「2」は、放送前の「専門家によるサポート」や「番組出演者への十分な説明」、放送後の状況把握などの対応策を記載。
- 「3」は、「2」よりも強い対応策として、「出演前の本人への確認などの実施」「番組サイドからの十分かつ丁寧な説明」などを記載。